

第7回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
受付開始予定 午前9時

開催場所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階「有明」

開催場所が前年と異なっておりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項 議案 剰余金の配当の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	27
計算書類	37
監査報告	44
株主総会参考書類	50

株主の皆様へ

証券コード 2117
平成30年6月6日

東京都中央区日本橋小網町14番1号

日新製糖株式会社

代表取締役社長 樋口 洋一

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「有明」 ※開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第7期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金の配当の件
4 議決権の行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissin-sugar.co.jp>）に掲載させていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

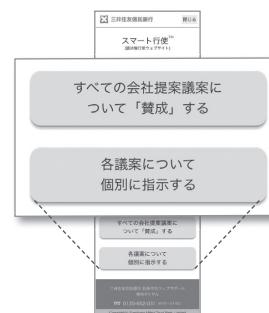


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善による個人消費が寄与し、緩やかな回復基調が続いています。

当連結会計年度の業績は、売上高は48,802百万円（前期比2.3%減）、営業利益は2,065百万円（同24.5%減）、経常利益は2,568百万円（同16.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,874百万円（同26.6%減、前期には固定資産売却益391百万円を計上）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度より、セグメント情報の開示の充実のため、従来の「砂糖その他食品事業」に加え、「健康産業事業」、「倉庫事業」を報告セグメントとしております。なお、前期比較におきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

また、第3四半期連結会計期間において、中期経営計画に掲げる事業領域の拡大の一環として、ツキオカフィルム製薬株式会社を連結子会社化しており、第4四半期連結会計期間から砂糖その他食品事業の連結業績に含めております。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において1ポンド当たり16.93セントで始まり、同日当期高値となる17.18セントまで上昇しました。その後は、最大の生産国ブラジルにおけるサトウキビの順調な圧搾やインド・タイ・欧州など主要生産国の増産見通しによる世界砂糖需給の供給過剰感から軟調に推移し、3月下旬には当期安値となる12.18セントまで下落し、12.35セントで当期を終了しました。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖1kg当たり195～196円で始まり、ニューヨーク市場粗糖先物相場の下落を受け、7月中旬には189～190円と6円下落し、そのまま当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、飲料向けや当社独自製品である「きび砂糖」「フロストシュガー」が好調であったものの、家庭用製品の出荷量が減少したことで、全体の出荷量は前期を下回りました。その他の甘味料につきましては、家庭用のガラクトオリゴ糖入りシロップ「オリゴの王様」を上市し、量販店への導入を進めました。

利益面では、前期の海外原糖相場の乱高下に端を発した家庭用製品を中心とする競争の激化、当上期の製品市況の大幅下落時における高値在庫および退職給付費用等の経費増が減益要因となりました。

その結果、砂糖その他食品事業合計の売上高は45,184百万円（前期比2.6%減）、セグメント利益は1,745百万円（同26.5%減）となりました。

健康産業事業

健康産業事業におきましては、総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」と女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ「BLEDA（ブレダ）」を展開しています。4月に「BLEDA（ブレダ）」浦和美園店をオープンし、売上高は2,309百万円（前期比4.6%増）となりましたが、新店舗開業費用の発生や既存店における人件費の上昇等により、セグメント利益は前期並みの105百万円（同1.8%減）となりました。

倉庫事業

倉庫事業におきましては、普通倉庫における輸入合板等の保管在庫の減少により、売上高は1,307百万円（前期比3.5%減）、セグメント利益は214百万円（同15.2%減）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、834百万円となりました。その主なものは、今福工場（大阪市城東区）のF S S C 22000認証対応包装設備386百万円、経常的設備更新145百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

(2) 財産および損益の状況

		第4期 (平成27年3月期)	第5期 (平成28年3月期)	第6期 (平成29年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	49,741	49,840	49,942	48,802
経常利益	(百万円)	3,290	3,372	3,073	2,568
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,636	2,163	2,554	1,874
1株当たり当期純利益	(円)	74.12	97.96	115.69	84.90
総資産	(百万円)	58,541	57,673	58,273	59,945
純資産	(百万円)	48,584	49,373	50,190	50,830

(注) 平成28年3月1日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割につきましては、第4期(平成27年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社等の状況 (平成30年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
株式会社ドウ・スポーツプラザ	90	100	総合フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	80	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業

(注) 平成29年10月31日にツキオカフィルム製薬株式会社の発行済株式総数の80%を取得し、同社を子会社といたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、主力の砂糖その他食品事業において、2016砂糖年度（2016年10月から2017年9月まで）に国内砂糖消費が再び減少に転じ、人口減少が続くなかで厳しい状況が続くものと予想されます。また、2018年3月に、米国を除く「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）の署名がなされ、各国の国内手続きを待つ状況にありますが、我が国においては、現行の糖価調整制度が維持され、競合商品である加糖調製品に対しても、協定の発効後、制度の枠組みに組み入れる法案が提出されています。

こうした状況のもと、当社グループでは、2019年度までの中期経営計画に基づき、精製糖事業の経営品質・経営効率No.1企業を目指すとともに、「総合甘味サプライヤー」としての商材の拡充と国内外における事業領域の拡大に向けた施策を実施しております。

精製糖事業においては、今福工場(大阪市城東区)において、多様化する需要に対応し、ハラル製品の出荷を開始いたしましたほか、製品品質の安全・安心の向上を目指したF S S C22000認証の全製品への適用拡大に向けた設備更新、販売好調の「きび砂糖」の需要増に対応した生産設備の新設に着手しております。また、詰め替え不要で使いやすい新シリーズ「ボックスシュガーミニ」につきましては、白砂糖、グラニュー糖に加え、「きび砂糖SPECIAL」を2018年2月に上市しております。

拡大・成長に向けた施策においては、全国に広がる当社グループのお客様に対し、甘味料に関する知見、物流機能および品質管理体制に基づき、国内外の甘味料や食品素材を提供することにより、「総合甘味サプライヤー」として貢献してまいります。なかでも、2017年5月に上市した「オリゴ

の王様」を始めとするガラクトオリゴ糖製品につきましては、腸内環境改善などの機能性をアピールし、消費者への浸透を進めてまいります。

また、2017年10月に当社グループに加わったツキオカフィルム製薬株式会社につきましては、当社グループの食品関連分野における商品ラインナップの拡充のほか、化粧品・医薬品にまで広がる事業が、当社の事業領域拡大に資するものと考えており、今後同社の成長に注力してまいります。

健康産業事業においては、総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」の運営に加え、美容・アンチエイジング・リラクゼーションをコンセプトにしたホットヨガ&コラーゲンスタジオ「BLEDA（ブレダ）」を展開いたします。

倉庫事業においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを前にした物流需要の増大に的確に対応し、業績の向上を目指してまいります。

これらの成長・拡大を支える経営基盤の強化につきましては、同じく中期経営計画に基づき、成長に向けた人材の育成、業務効率化、リスク管理・CSR・IRの強化の各方面において取り組んでおります。IRにおきましては、業績の適切な反映と海外投資家を含めた幅広い投資家の比較・分析上の利便性向上を目的とし、2020年3月期に国際財務報告基準（IFRS）を任意適用することを公表し、準備を進めております。

今後も、以上の諸施策を着実に実行し、企業価値の向上に努めるとともに、公正で透明性の高い事業運営を行い、すべてのステークホルダーの皆さまの信頼とご期待にお応えしてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社8社および関連会社6社により構成されております。

主要な事業内容は以下のとおりであります。

（砂糖その他食品事業）

主に砂糖の製造・販売を中心として、甘味料やその他の食品ならびに関連する商品の販売を行っております。

（健康産業事業）

主に総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」と女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ「BLEDA（ブレダ）」を運営しております。

（倉庫事業）

主に冷蔵倉庫・普通倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
営 業 所	仙台営業所（宮城県仙台市青葉区） 名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区） 西部営業部（大阪府大阪市城東区） 広島営業所（広島県広島市東区） 福岡営業所（福岡県福岡市博多区） 千葉物流センター（千葉県千葉市美浜区）
工 場	千葉工場（千葉県千葉市美浜区） 今福工場（大阪府大阪市城東区）

② 子会社

新 豊 食 品 株 式 会 社	千葉県千葉市美浜区
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	東京都中央区
ニューポート産業株式会社	千葉県千葉市美浜区
ツキオカフィルム製薬株式会社	岐阜県各務原市

③ 関連会社

新 東 日 本 製 糖 株 式 会 社	千葉県千葉市美浜区
新 光 糖 業 株 式 会 社	鹿児島県熊毛郡

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	350 (79) 名	95名増 (10名増)
健康産業事業	48 (60) 名	4名増 (6名増)
倉庫事業	41 (－) 名	3名増 (－)
合 計	439 (139) 名	102名増 (16名増)

- (注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.使用人数が前連結会計年度末と比べて、102名増加した主な要因は、平成29年10月31日付でツキオカフィルム製薬株式会社(95名)を子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
235 (2) 名	1名増 (0名)	45.1歳	21.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	450
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,673,883株 (自己株式594,285株を含む)
- ③ 株主数 10,588名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
住友商事株式会社	8,296,281	37.6
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,304,200	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,109,500	5.0
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	336,600	1.5
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	320,300	1.5
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野 孝憲	293,547	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を594,285株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	樋口 洋一	
取締役 専務執行役員	川口 多津雄	品質保証部・お客様相談室担当 株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 専務執行役員	砂岡 睦夫	原糖部・今福工場担当
取締役 常務執行役員	森永 剛司	事業開発部長 新光糖業株式会社代表取締役社長 ツキオカフィルム製菓株式会社代表取締役会長
取締役 常務執行役員	大久保 亮	総合企画部・人事部・総務部担当
取締役 常務執行役員	高野 義二	営業本部長
取締役 執行役員	森田 裕	総合企画部長、財務部担当
取締役 相談役	竹場 紀生	
取締役	飯塚 佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キューソー流通システム社外監査役
取締役 常勤監査役	池原 元宏	野村総合法律事務所パートナー
取締役 常勤監査役	青砥 由直	
監査役	前田 浩之	住商フーズ株式会社 取締役常務執行役員 基礎食料グループ長
監査役	延増 拓郎	石嵯・山中総合法律事務所パートナー
監査役	和田 正夫	和田公認会計士事務所代表 オルガノ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏および取締役 池原元宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 青砥由直氏は、7年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、平成27年4月1日より執行役員制度を導入しております。
取締役兼任者を除く平成30年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
執行役員 砂坂 静則 (今福工場長)
執行役員 柴田 弥 (人事部長)
執行役員 飯塚 裕之 (総務部長)
執行役員 佐々木洋治 (営業本部副本部長)
8. 平成30年4月1日現在の執行役員は以下の11名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
- | | | |
|---------|--------|---|
| ※執行役員社長 | 樋口 洋一 | |
| ※専務執行役員 | 川口 多津雄 | (品質保証部・お客様相談室担当、株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長) |
| ※専務執行役員 | 砂岡 睦夫 | (原糖部・今福工場担当) |
| ※常務執行役員 | 森永 剛司 | (事業開発部担当、新光糖業株式会社代表取締役社長、ツキオカフィルム製菓株式会社代表取締役会長) |
| ※常務執行役員 | 大久保 亮 | (総合企画部・人事部・総務部担当) |
| ※常務執行役員 | 高野 義二 | (営業本部長) |
| ※執行役員 | 森田 裕 | (総合企画部長、財務部担当) |
| 執行役員 | 砂坂 静則 | (今福工場長) |
| 執行役員 | 柴田 弥 | (人事部長) |
| 執行役員 | 飯塚 裕之 | (総務部長) |
| 執行役員 | 佐々木 洋治 | (営業本部副本部長) |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役（うち社外取締役）	239 (14)	213 (14)	26 (-)	12名 (2名)
監査役（うち社外監査役）	33 (10)	33 (10)	- (-)	4名 (2名)
合計（うち社外役員）	273 (24)	246 (24)	26 (-)	16名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成29年6月28日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が2名含まれているためであります。
4. 上記のほか、平成29年6月28日開催の第6回定時株主総会決議に基づき、支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
・取締役（社外取締役を除く）2名に対し 83.9百万円
（当該金額には、当事業年度および過年度の役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キューソー流通システム社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 池原元宏氏は、野村綜合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 延増拓郎氏は、石嵯・山中綜合法律事務所のパートナーであります。当社は、石嵯・山中綜合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。
- ・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表およびオルガノ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 池原元宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 和田正夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務および財務デューデリジェンス業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。なお、第6期（平成29年3月期）より「1株当たり当期純利益」につきましては、銭未満を四捨五入しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週1回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを1名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、平成30年3月31日現在10名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。
- ロ. 平成30年3月31日現在11名の執行役員が取締役会で決定された会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行しています。
経営会議を原則として週1回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会に原則4名全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性について、評価を定期的実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連の有無の確認の実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第7期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	24,548
現金及び預金	11,134
受取手形及び売掛金	4,754
有価証券	2,599
商品及び製品	3,209
仕掛品	566
原材料及び貯蔵品	1,640
その他	643
貸倒引当金	△0
固定資産	35,396
有形固定資産	15,079
建物及び構築物	3,758
機械装置及び運搬具	1,923
土地	8,606
その他	790
無形固定資産	1,471
のれん	1,338
その他	133
投資その他の資産	18,845
投資有価証券	16,848
繰延税金資産	657
退職給付に係る資産	466
その他	953
貸倒引当金	△80
資産合計	59,945

科目	第7期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	6,253
支払手形及び買掛金	2,382
短期借入金	1,300
未払法人税等	208
賞与引当金	305
その他	2,057
固定負債	2,862
繰延税金負債	976
役員退職慰労引当金	171
退職給付に係る負債	123
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	513
負債合計	9,115
純資産の部	
株主資本	47,488
資本金	7,000
資本剰余金	12,020
利益剰余金	28,766
自己株式	△298
その他の包括利益累計額	3,341
その他有価証券評価差額金	990
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	2,191
退職給付に係る調整累計額	157
純資産合計	50,830
負債純資産合計	59,945

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第7期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	48,802
売上原価	39,348
売上総利益	9,454
販売費及び一般管理費	7,388
営業利益	2,065
営業外収益	541
受取利息	3
受取配当金	263
持分法による投資利益	241
その他	32
営業外費用	38
支払利息	17
支払手数料	13
その他	7
経常利益	2,568
特別利益	2
固定資産売却益	2
特別損失	58
固定資産除却損	49
固定資産売却損	2
その他	6
税金等調整前当期純利益	2,511
法人税、住民税及び事業税	636
法人税等調整額	0
当期純利益	1,874
親会社株主に帰属する当期純利益	1,874

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,000	12,020	28,481	△ 297	47,205
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,589		△ 1,589
親会社株主に帰属する当期純利益			1,874		1,874
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	284	△ 1	283
当期末残高	7,000	12,020	28,766	△ 298	47,488

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	784	△ 1	2,191	11	2,985	50,190
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,589
親会社株主に帰属する当期純利益						1,874
自己株式の取得						△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	205	3	—	146	355	355
連結会計年度中の変動額合計	205	3	—	146	355	639
当期末残高	990	1	2,191	157	3,341	50,830

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) **連結子会社の数**……4社
連結子会社の名称……新豊食品(株)、(株)ドウ・スポーツプラザ、ニューポート産業(株)、ツキオカフィルム製菓(株)
- (2) **非連結子会社の名称**……(株)小坂橋、朝日物産(株)、日新サービス(株)、上海月岡貿易有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) **持分法を適用した関連会社の数**……4社
関連会社の名称……新東日本製糖(株)、新光糖業(株)、新中糖産業(株)、日本ポート産業(株)
- (2) **持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称**
……(株)小坂橋、朝日物産(株)、日新サービス(株)、上海月岡貿易有限公司
(持分法を適用しない理由)
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。
- (3) **持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項**
持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結の範囲の変更に関する注記

当社は、当連結会計年度において、ツキオカフィルム製菓(株)の発行済株式総数の80%を取得し、子会社化したため、連結の範囲に含めています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

ア. 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

バ. その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ取引……時価法

ハ. たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

……当社および連結子会社4社のうち1社は定率法によっています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。その他の連結子会社3社は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～60年
機械装置及び運搬具	2～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金……従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ. 役員退職慰労引当金

……当社および連結子会社2社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る場合は、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

……………主として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

ハ. ヘッジ方針……………主として当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

……………ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しています。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

21,110百万円

2. 保証債務

115百万円

(うち35百万円は、新東日本製糖(株)の金融機関借入金に対する債務保証総額70百万円における当社保証額です。)

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,472百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	22,673	-	-	22,673

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	816百万円	37円	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	772百万円	35円	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	772百万円	35円	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および時価について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗相相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
	百万円	百万円	百万円
(1)現金及び預金	11,134	11,134	-
(2)受取手形及び売掛金	4,754	4,754	-
(3)有価証券及び投資有価証券	5,102	5,102	0
(4)支払手形及び買掛金	(2,382)	(2,382)	-
(5)短期借入金	(1,300)	(1,300)	-
(6)未払法人税等	(208)	(208)	-
(7)デリバティブ取引	2	2	-

(*) 負債に計上されているものについては、（）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらについては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所等から公表されている価格、または類似の金融資産の市場価格に利率等の変動要因を調整する方法により算定された価格によっています。

(4)支払手形及び買掛金、ならびに(5)短期借入金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7)デリバティブ取引

為替予約については、先物が替相場によっています。なお、流動資産「その他」に含めて表示しています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額14,345百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,302円13銭
2. 1株当たり当期純利益	84円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 取得による企業結合（ツキオカフィルム製薬株式会社）

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、ツキオカフィルム製薬株式会社の発行済株式総数の80%を取得し、子会社化することについて決議しました。なお、同日付で株式譲渡契約を締結し、同社の発行済株式総数の80%の株式取得を完了しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 ツキオカフィルム製薬株式会社

事業の内容 箔押事業、食用純金箔事業およびフィルム事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、当社グループの食品関連分野における商品ラインナップの拡充のほか、化粧品・医薬品にまで広がる伸長性のある事業と製品群が、当社の事業領域拡大に資するものと考えています。

③ 企業結合日

平成29年12月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

80%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権80%を取得したことによりま

す。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

- (3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 796百万円 |
| 取得原価 | | 796 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容および金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 55百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
- 発生したのれん
1,396百万円
 - 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。
 - 償却方法および償却期間
6年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,083百万円 |
| 固定資産 | 1,188 |
| 資産合計 | 2,272 |
| 流動負債 | 1,873 |
| 固定負債 | 998 |
| 負債合計 | 2,872 |
- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法
- | | |
|-----------------|----------|
| 売上高 | 1,100百万円 |
| 営業利益 | 40 |
| 経常利益 | 44 |
| 税金等調整前当期純利益 | 34 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 33 |
| 1株当たり当期純利益 | 1.53円 |
- (概算額の算定方法)
企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としています。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しています。
なお、当該注記は監査証明を受けていません。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第7期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	23,420
現金及び預金	10,582
売掛金	4,166
有価証券	2,599
商品及び製品	3,212
仕掛品	539
原材料及び貯蔵品	1,476
前払費用	81
繰延税金資産	207
関係会社短期貸付金	403
その他	151
固定資産	34,530
有形固定資産	11,715
建物	2,356
構築物	156
機械及び装置	1,094
車両運搬具	7
工具器具備品	81
土地	7,491
リース資産	113
建設仮勘定	414
無形固定資産	125
ソフトウェア	108
その他	17
投資その他の資産	22,688
投資有価証券	4,525
関係会社株式	15,191
関係会社長期貸付金	2,427
前払年金費用	239
その他	385
貸倒引当金	△ 80
資産合計	57,951

科目	第7期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	5,651
買掛金	2,342
短期借入金	1,468
リース債務	17
未払金	280
未払費用	816
未払法人税等	177
賞与引当金	247
その他	300
固定負債	2,276
リース債務	70
繰延税金負債	845
役員退職慰労引当金	150
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	131
負債合計	7,927
純資産の部	
株主資本	46,863
資本金	7,000
資本剰余金	24,318
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	22,568
利益剰余金	15,843
その他利益剰余金	15,843
繰越利益剰余金	15,843
自己株式	△ 298
評価・換算差額等	3,160
その他有価証券評価差額金	967
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	50,023
負債純資産合計	57,951

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第7期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	44,888
売上原価	36,237
売上総利益	8,651
販売費及び一般管理費	6,870
営業利益	1,780
営業外収益	706
受取配当金	667
その他	39
営業外費用	30
支払利息	11
支払手数料	13
その他	4
経常利益	2,456
特別損失	51
固定資産除却損	45
その他	6
税引前当期純利益	2,405
法人税、住民税及び事業税	565
法人税等調整額	11
当期純利益	1,827

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	15,605	△297	46,626
当期変動額							
剰余金の配当					△1,589		△1,589
当期純利益					1,827		1,827
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	238	△1	237
当期末残高	7,000	1,750	22,568	24,318	15,843	△298	46,863

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	751	△1	2,191	2,940	49,566
当期変動額					
剰余金の配当					△1,589
当期純利益					1,827
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	216	3	-	219	219
当期変動額合計	216	3	-	219	456
当期末残高	967	1	2,191	3,160	50,023

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

イ. 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引……時価法

(3) たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法によっています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	2～50年
機	械及び装置	2～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金または前払年金費用

…………従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

…………役員への退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

…………繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

(3) **ヘッジ方針**…………当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程および職務権限規程において取引権限の限度等を定めています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

…………ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(貸借対照表に関する注記)**1. 有形固定資産の減価償却累計額**

12,812百万円

2. 保証債務

115百万円

(うち、35百万円は、新東日本製糖(株)の金融機関借入金に対する債務保証総額70百万円における当社保証額です。)

3. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	172百万円
短期金銭債務	1,062百万円
長期金銭債権	19百万円

4. 土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法により算出

評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価を行った土地の当該事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,472百万円

(損益計算書に関する注記)**関係会社との取引高**

営業取引による取引高

売上高	1,621百万円
仕入高	11,001百万円
営業取引以外の取引高	616百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)**当事業年度の末日における自己株式の数**

普通株式 594,285株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額、賞与引当金繰入額および役員退職慰労引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	ツキオカフィルム 製薬(株)	所有 直接80%	兼任 3名	資金融資	資金の貸付 (注1)	2,000	関係会社 短期貸付金	100
							関係会社 長期貸付金	1,900
関連会社	新東日本製糖(株)	所有 直接50%	兼任 6名	当社製品 の製造	精製糖等の 製造委託(注2)	4,069	買掛金	487
その他の 関係会社	住友商事(株)	被所有 直接37.7%	—	当社原材料の仕入 及び製品等の販売	原材料の購入 (注3)	4,597	買掛金	2
その他の 関係会社 の子会社	住商フーズ(株)	—	兼任 1名	当社原材料の仕入 及び製品等の販売	商品・製品の販売 (注4)	10,669	売掛金	637

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) ツキオカフィルム製薬(株)への貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格、および新東日本製糖(株)から提示された総原価を検討の上、決定しています。

(注3) 原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。

(注4) 商品・製品の販売価格その他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,265円61銭
- 1株当たり当期純利益 82円79銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 取得による企業結合(ツキオカフィルム製薬株式会社)

連結計算書類「連結注記表(その他の注記)1. 取得による企業結合」に記載しているため、注記を省略しています。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

日新製糖株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 武内 清信 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大澤 栄子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

日新製糖株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 武内清信 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大澤栄子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

日新製糖株式会社 監査役会

常勤監査役 青 砥 由 直 ㊟

監 査 役 前 田 浩 之 ㊟

監 査 役 延 増 拓 郎 ㊟

監 査 役 和 田 正 夫 ㊟

(注) 監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案

剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に株主資本利益率（ROE）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（DPR）60%、または連結株主資本配当率（DOE）3%のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1. 1株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（DPR）60%基準

期末1株当たり連結当期純利益84.90円の60%=51円（1円未満切上げ）

連結株主資本配当率（DOE）3%基準

期末1株当たり連結自己資本2,302.13円の3%=70円（1円未満切上げ）

連結株主資本配当率（DOE）3%基準70円の方が大きいため、70円を1株当たり年間配当金額といたします。

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（1株当たり70円）から、平成29年12月に実施しました中間配当金額（1株当たり35円）を差し引いた35円を1株当たり期末配当金額といたします。

配当財産の種類	金 銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 35円 配当総額 772,785,930円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月28日

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ロイヤルパークホテル
2階「有明」
東京都中央区日本橋
蛸殻町二丁目1番1号
03-3667-1111 (代表)

交通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
4番出口 とホテル地下2階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
A2出口 から徒歩約8分

都営浅草線「人形町駅」
A3出口 から徒歩約9分



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。